

令和 5 年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

＜令和 5 年度調査岐阜県内市町村及び一部事務組合等分＞

1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

○ この資料は、各地方公共団体が令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために総務省が実施した調査をもとに、岐阜県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の状況をまとめたものである。

○ 調査の対象となる者は、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属する全ての職員である。

○ なお、この調査（分限処分者数）における留意事項は次のとおりである。

地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。

(1) 懲戒処分者数の状況

- 令和 5 年度中に懲戒処分を受けた職員数は 62 人であり、前年度に比べて 16 人増加している。
- 処分者数を種類別にみると、免職 2 人（前年度比 1 人増）、停職 6 人（同 2 人増）、減給 26 人（同 9 人増）、戒告 28 人（同 4 人増）となっている。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「一般服務違反関係」 41 人（構成比 66.1%）が最も多く、次いで「監督責任」 10 人（同 16.1%）、「交通事故・交通法規違反」 7 人（同 11.3%）、「公務外非行関係」 4 人（同 6.5%）の順となっている。

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の懲戒処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	—	—	—	—	—
一般服務違反等関係 （勤務態度不良、職場内秩序びん乱等）	1 (0)	1 (0)	18 (9)	21 (11)	41 (20)
公務外非行関係 （傷害・暴行、金銭関係の非行等）	1 (0)	2 (4)	1 (1)	—	4 (5)
収賄等関係（収賄、横領等）	0 (1)	—	0 (1)	—	— (2)
交通事故・交通法規違反	—	3 (0)	0 (1)	4 (4)	7 (5)
監督責任	—	—	7 (5)	3 (9)	10 (14)
合 計	2 (1)	6 (4)	26 (17)	28 (24)	62 (46)

（注） 1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2 以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(2) 分限処分者数の状況

- 令和５年度中に分限処分を受けた職員数は 587 人であり、前年度に比べて 68 人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、降任 1 人（対前年度比増減なし）、免職 2 人（同 63 人減）、休職 584 人（同 5 人減）となっている。
- 処分者数を事由別にみると、「心身の故障の場合」 584 人（構成比 99.5%）が最も多く、次いで「勤務実績が良くない場合」1 人（同 0.2%）、「職に必要な適格性を欠く場合」1 人（同 0.2%）、「刑事事件に関し起訴された場合」1 人（同 0.2%）となっている。

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の分限処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0 (1)	1 (0)	—	—	1 (1)
心身の故障の場合	—	1 (0)	583 (588)	—	584 (588)
職に必要な適格性を欠く場合	1 (0)	—	—	—	1 (0)
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	—	0 (65)	—	—	— (65)
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	1 (1)	—	1 (1)
条例に定める事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	1 (1)	2 (65)	584 (589)	—	587 (655)

（注）１ （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

- ２ 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。
- ３ ２以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考)岐阜県内市町村及び一部事務組合等における懲戒処分者数及び
分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
R 5	2	6	26	28	62
R 4	1	4	17	24	46
R 3	1	5	20	21	47
R 2	2	8	16	16	42
R 1	2	5	19	37	63

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
R 5	1	2	584	0	587
R 4	1	65	589	0	655
R 3	2	0	592	0	594
R 2	2	2	469	0	473
R 1	4	43	565	0	612

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。

２．汚職事件について

（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

岐阜県内の市町村及び一部事務組合等においては、該当ありません。

〈以下参考〉

- この資料は、地方公共団体及び地方三公社、地方公務員共済組合、公益法人等（以下「公社等」という。）において、令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために総務省が実施した調査をもとに、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の状況をまとめたものである。
- 調査対象となる者は、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。

汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。

発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した事件については、起訴（略式命令請求を含む。）された場合、その他の特別職の職員及び一般職の職員が関係した事件については、地方公共団体がその事実を確認した場合又は起訴された場合をいうものであること。

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の汚職事件の関係職員（当事者）の内訳
（単位：人）

年度	特 別 職				一般職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
令和 ５ 年 度	０	０	０	０	０	０
令和 ４ 年 度	０	０	０	０	１	１
令和 ３ 年 度	０	０	０	０	１	１

